

平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号：3691 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 本 部 長 東 本 和 人
TEL. 03-5114-3580

平成 28 年 9 月 期 第 3 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 係 る 承 認 申 請 書 提 出 の お 知 ら せ

当社は平成 28 年 8 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 28 年 9 月 期 第 3 四 半 期 報 告 書

2. 延期前の提出期限

平成 28 年 8 月 15 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 9 月 15 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 28 年 8 月 10 日の開示に向けて決算作業を進めておりましたが、当社と一部取引先との間のクラウド事業における売上取引の収益認識の時期等について精査する必要が生じております。具体的には、平成 27 年 9 月 期の複数の取引について追加の監査手続が必要であると会計監査人である有限責任 あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）より要請され、平成 28 年 8 月 9 日に弁護士である社外監査役を委員長とし、社外監査役のみで構成した社内調査委員会を設置し、補助者として弁護士 3 名及び公認会計士 6 名程度に参画いただき、実態の調査にあたっております。また、調査に基づく決算確定の後にあずさ監査法人が監査を完了するまでに相応の時間を要する見込みとなることから、あずさ監査法人より提出期限までに四半期レビュー報告書を受領できなくなりました。

このため、当社は、当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することと致しました。株主をはじめ、投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

以上